みやわか

市議会だより

3月定例会

審議結果報告及び賛否の分かれた議案…… 2～4
令和7年度予算及び令和6年度補正予算 …… 4～5
委員会報告…… 6～8
市長報告 ……8～10
一般質問 …… 11～16
行政視察報告 …… 17
まちの話題、編集後記 …… 18

No.86 令和7年5月1日号

劇団宮若レインボーカンパニー定期公演

審議結果報告

3月定例会

議案番号	議案名	議決内容
諮問第１号	人権擁護委員の候補者の推薦について	適任と決定
同意第１号	宮若市教育委員会教育長の任命について	原案同意
同意第２号	宮若市監査委員の選任について	原案同意
議案第１号	宮若市市長等及び職員のハラスメントの防止等に関する条例の制定について	否　決
議案第２号	宮若市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	原案可決
議案第３号	宮若市都市計画審議会条例の制定について	原案可決
議案第４号	宮若市職員の一般職の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第５号	宮若市子ども医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第６号	宮若市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び宮若市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第７号	宮若市学童保育所条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第８号	宮若市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第９号	令和６年度宮若市一般会計補正予算（第５号）について	原案可決
議案第10号	令和６年度宮若市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について	原案可決
議案第11号	令和６年度宮若市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について	原案可決
議案第12号	令和６年度宮若市下水道事業会計補正予算（第２号）について	原案可決
議案第13号	令和７年度宮若市一般会計予算について	原案可決
議案第14号	令和７年度宮若市国民健康保険特別会計予算について	原案可決
議案第15号	令和７年度宮若市後期高齢者医療特別会計予算について	原案可決
議案第16号	令和７年度宮若市吉川財産区特別会計予算について	原案可決
議案第17号	令和７年度宮若市下水道事業会計予算について	原案可決
議案第18号	令和７年度宮若市簡易水道事業会計予算について	原案可決
議案第19号	令和７年度宮若市水道事業会計予算について	原案可決
議員提出議案第１号	宮若市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
７年陳情第１号	吉川コミュニティセンター現行計画の見直しを求める要望書	趣旨採択

◆賛否の分かれた議案

○：賛成　×：反対

議席番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	15
氏名／議案	神谷 喜久雄	藤春 優二	松岡 史倫	清水 健太郎	山元 秀一	柴田 裕美子	染矢 正次	和田 善久	安永 友則	安河 英幸	茅野 勝	弓削田 敬	谷口 重隆	寶部 勝
宮若市監査委員の選任について※1	×	○	○	○	×	○	○	○	○	○	×	○	×	○
宮若市市長等及び職員のハラスメントの防止等に関する条例の制定について※2	○	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×
令和7年度宮若市一般会計予算について※3	×	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×	○	×
吉川コミュニティセンター現行計画の見直しを求める要望書について（趣旨採択に対する賛否）※4	×	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○

【趣旨採択の内容】
① 現行計画が避難所や投票所としての機能を満たしているか説明が行われていないこと。
② 市長の誤った説明により住民に丁寧な説明がなされていないこと。
以上の２点から、まずは丁寧な説明を行うべきで、趣旨は十分に理解できるが趣旨採択とする。

同意第２号　宮若市監査委員の選任について【可決】

※１　　反対討論（山元　秀一議員）

我々は令和３年12月議会において、宮若市監査委員条例に監査委員は議員から選出しないことを加える条例改正を全会一致で議決している。そして、この議案の提出者が島本氏である。これらの経緯により、島本氏を候補として挙げることは、住民の知る権利を拡充しようとする議員の決意を軽視するものである。現在、議員でないから条例違反にはならないという考えは、ルール上は可能でも、我々が議決した重みはそんなに軽々しいものではない。

賛成討論（和田　善久議員）

前任の監査委員の任期が、本年１月３日をもって満了となっており、現在の監査委員にあっては１名体制で既に２箇月が経過しようとしている。この間、例月の出納検査や定例監査も行われており、少なからず監査業務への支障も出ていると思われる。今後の監査業務への影響を考えると、早期に新たな監査委員を任命すべきと考える。

議案第１号　宮若市市長等及び職員のハラスメントの防止等に関する条例の制定について【否決】

※２　　賛成討論（山元　秀一議員）

市民の切実な訴えを阻害することが考えられるルール作りがなされている点において、反対する考えである一方、健全な職場環境を構築するには、我々にもルール作りに責任があると捉えている。大きな問題がある条例として今後運用に当たり、住民の権利を守る条項の明示化や問題点の検証など、逐次改正を求め、本条例をあらゆるハラスメント防止への第一歩として評価し、また、総務委員会の審議不十分につき、本決定に疑問があるため賛成する。

反対討論（染矢　正次議員）

パワハラに関する相談窓口をより多く設けて、相談者が選択しやすくすることは有益であり、また目撃者が相談を申し出ることができるようになることで職場環境の改善に繋がると思う。しかし、市民を対象にしたカスタマーハラスメント行為の規定を設けることについては、市役所だけでなく、市全体での対策も考える必要があると思う。したがって、カスタマーハラスメントに対する取組について更なる検討の余地があると思う。

議案第13号　令和７年度宮若市一般会計予算について【可決】

※３　　反対討論（和田　善久議員）

今回の当初予算には、子育て支援に対する予算が含まれており、大いに評価するところである。しかし、今回の予算審議において、有利な財源確保のための努力が見えなかった。市民サービス向上になる予算編成ではないという理由で反対とする。

賛成討論（山元　秀一議員）

総務部門では、住宅団地化を睨んだ予算編成など、新しい定住奨励金と合わせて、定住化への受け皿作りとして評価できるほか、行政システム恒例化への予算が盛り込まれ、将来の事務軽減、財政健全化に期待できる。こども医療の拡充とあわせ、教育民生部門では、子育て施策への力の入れ方も本市の課題に対応したものであり、産業建設部門では、観光力を磨く取組や、地域振興券の発行額拡大のほか、全市的な都市計画への取組に着手する点も評価できる。

賛成討論（柴田　裕美子議員）

先般の予算委員会においては、光陵グリーンスタジアムスコアボード改修工事に対し、宮若市の規模からいうと、莫大な予算が計上されていることに修正動議を提出し、内容の審議を仰いだが賛成少数にて否決をされた。提出者としては議員それぞれの考えのもとでの判断結果と受け止めざるを得ない。それ以外に対してはこれまで提案したことに対し、行財政改革を実行され、歳入確保、経費節減の努力をしながらの予算計上であったと高く評価をする。

７年陳情第１号　吉川コミュニティセンター現行計画の見直しを求める要望書【趣旨採択】

※４　　原案に対する賛成討論（山元　秀一議員）

本事業は吉川地区の小学校と公共施設が農業観光振興センターの建て替えで無くなったことで、投票所と避難所の確保のためになされた要望を議会が採択し、市長も要望の理由を認め、着手に至った。しかし、住民から市長の方針と議会の決定について異議が述べられたというのが今回の要望の趣旨と考える。我々は当初の住民の訴えを再度確認し、採択の意を踏まえると、誤った方針で事業を進めていたことは明らかで、計画の再考は当然のことである。

原案に対する賛成討論（谷口　重隆議員）

中身を見せていただくと、アンケートも陳情書も、もう少し大きく作っていただけないかということが書いてあった。私もそうだと思うので、これに賛成する。

趣旨採択に対する賛成討論（藤春　優二議員）

この地域の皆様からの要望や意見は十分理解するが、どうしてその建物の大きさになったのか、どうして土地を購入しないまま計画を進めていこうとなったのか、そういった部分が住民の皆さんに説明がなされてないことが大きな問題と思っている。まずは、市長自らがこの決断の理由を住民にしっかり説明すること、それから先に、この住民の皆様の要望を受けて、市長に決断していただきたいと思う。

趣旨採択に対する賛成討論（寶部　勝議員）

市長は昨年の 10 月 29 日に吉川･日吉ブロックの自治会長との懇談会の中で、建坪については 45 坪、駐車台数については 26 台という発言をしている。ところが昨年 6 月の教育民生委員会での報告は、51．65 坪ということが提示されていた。なぜここで 45 坪という数字が出てきたのか。自治会がアンケートまで取って、狭いという意見が出てきたにも関わらず、まだ地元の自治会にも説明がなされてない。訂正に早く行くべきと思う。

人権擁護委員の候補者の推薦について

次の方を適任とすることに決定しました。

花田（はなだ）　裕美子（ゆみこ）　氏（新任）

宮若市教育委員会教育長の任命について

次の方を選任することに同意しました。

塩川（しおかわ）　英治（えいじ）　氏

宮若市監査委員の選任について

次の方を選任することに同意しました。

島本（しまもと）　昌典（まさのり）　氏

令和６年度一般会計補正予算（第５号）及び各特別会計補正予算

予算審査特別委員長　安永　友則

令和６年度事業費の確定等による不用額の減額、国のＧＩＧＡスクール構想に基づき整備した児童・生徒用タブレット端末を更新するための機械・器具購入費や、11月上旬に発生した豪雨により被災した農業用水路と農地の復旧工事費の追加等となっています。

会計	補正前の額	補　正　額	補正後の額
一般会計	190 億 9,599 万 3 千円	△1 億 8,647 万 4 千円	189 億 951 万 9 千円
国民健康保険特別会計	33 億 2,707 万 1 千円	5,453 万 9 千円	33 億 8,161 万円
後期高齢者医療特別会計	5 億 4,205 万 8 千円	2,500 万円	5 億 6,705 万 8 千円
下水道事業会計（収益的支出）	4 億 4,551 万 3 千円	155 万 3 千円	4 億 4,706 万 6 千円
下水道事業会計（資本的収入）	6 億 7,422 万 6 千円	△1 億 186 万円	5 億 7,236 万 6 千円
下水道事業会計（資本的支出）	8 億 7,153 万 1 千円	△1 億 2,951 万 4 千円	7 億 4,201 万 7 千円

主な補正内容

費目(一般会計のうち)	金額	内容
保育所費	2,055 万 4 千円	人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定により、保育士費用の追加
教育振興費	1 億 2,017万 5 千円	GIGA スクール構想に基づき整備した児童・生徒用のタブレット端末更新費用
農林水産業施設補助災害復旧費	1,014 万 1 千円	11 月豪雨災害による農業用水路と農地の復旧費用

令和７年度予算が決まる

令和７年度各会計予算は、議長を除く 14 名の議員による予算審査特別委員会にて審査を行いました。一般会計では、委員から光陵グリーンスタジアムのスコアボード改修に係る予算を削除する修正案が提出されましたが、賛成少数で否決となりました。その後、原案について採決した結果、可否同数であったため、委員長裁決により可決となりました。その他、国民健康保険、後期高齢者医療、吉川財産区、下水道事業、簡易水道事業、水道事業会計については、全会一致で可決しました。

議案第13～19号

(円)

会計名	令和7年度予算額	令和6年度予算額
一般会計	200億5,885万	185億3,054万
国民健康保険	32億5,413万	33億2,688万
後期高齢者医療	5億8,180万	5億4,205万
吉川財産区	127万	124万

(円)

会計名	令和7年度予算額	令和6年度予算額
下水道事業（収益的収入）	4億7,814万	4億5,005万
下水道事業（収益的支出）	4億7,278万	4億4,412万
下水道事業（資本的収入）	6億4,748万	6億7,422万
下水道事業（資本的支出）	8億3,700万	8億7,993万
簡易水道事業（収益的収入）	1億2,937万	1億3,068万
簡易水道事業（収益的支出）	1億2,425万	1億2,369万

(円)

会計名	令和7年度予算額	令和6年度予算額
簡易水道事業（資本的収入）	6,155万	3,101万
簡易水道事業（資本的支出）	7,854万	4,957万
水道事業（収益的収入）	5億262万	4億9,693万
水道事業（収益的支出）	5億4,935万	5億3,963万
水道事業（資本的収入）	7,126万	7,159万
水道事業（資本的支出）	2億7,004万	2億4,968万

委員会での主な質疑

問　市債の残高はいくらか。また財政運営への影響はないか。

答　令和７年度末における市債の残高は 204 億 7132 万円で、平成 21 年度以降増加したが令和３年度をピークに減少している。また 100% 国の交付措置がある臨時財政対策債など多くが有利な地方債の活用であり、実質的な市の負担は４割程度であること、さらに基金を 144 億円保有していることから、直ちに財政を圧迫する可能性は低いと考えている。

問　防犯灯補助金について、防犯カメラは対象か。また自治会がない場所はどうするのか。

答　防犯カメラは対象になっていない。自治会がない場所は例えば防犯灯の団体などでも補助金の対象としている。

問　ガバメントクラウド（各省庁や自治体などが利用できるクラウド環境利用サービス）について、毎年費用がかかっていくのか。

答　全国的に実施するのは初めてなので、国も金額を細かく想定できていない。今後、最適化されていく中で費用については減額されていく予定である。

問　自治会活動実証事業補助金について、自治会の継続的な事業や複数自治会合同で行う事業は対象か。

答　自治会単位での活動を対象としているが必要であれば申請に基づき検討する。

問　妊婦支援給付金について、出産前中絶や流産も対象と認識するが予算は十分か。

答　令和４年度と５年度の母子手帳交付数の平均と 12 週未満の流産数は報告がないため、ひと月あたり２名いると想定し、合わせて 190 人分の予算計上をしている。

問　ゴミ収集委託料増額の理由は。

答　長年委託料の改定を行っていないこと、また環境省から近年の物価高騰等を踏まえて、委託料に適切に反映するよう通知がなされたことなどを受け、約 11% 増額した。

問　光陵グリーンスタジアムスコアボード改修工事について、市民にとって改修のメリットはあるのか。また改修しないことによるデメリットはあるのか。

答　メリットは球場本来の機能である試合の情報を的確に提供できるという点であり、改修しないデメリットは現に運営に支障をきたしているということ、また光陵スタジアムの評価が下がる懸念があると考えている。

問　トレイルツーリズム推進事業とは何か。

答　電波の届かない山の中でも現在地を表示できる登山 GPS アプリにより、宮若で最も登山客の多い六ヶ岳と西山の現状把握を行うとともに、ユーザー向けアンケートを実施し、この二つの山の認知度、魅力度を調査した上でプロモーションに繋げていく内容となっている。

委員会報告

3月定例会

総務委員会

委員長　安永　友則

宮若市市長等及び職員のハラスメントの防止等に関する条例の制定について

宮若市公平委員会及び宮若市議会が設置した調査特別委員会において、市長のハラスメントが認定されたこと、また顧客からの著しい迷惑行為であるカスタマーハラスメントが社会的問題となっていること等を踏まえ、今後、職員一人ひとりが、全ての者から一切のハラスメントを受けることなく、市民の福祉向上に安心して全力で取り組むことができる職場環境を確立するための条例の制定。

主な質疑

・条例提出にあたり、弁護士協議を行ったのか。

・ハラスメント条例は、内部の話と思うが、これにカスタマーハラスメントが入っている。なぜ一つにまとめたのか。

・条例第13条第4項の行為者への措置については、市議会議員も含まれるのか。

・市民が、職員から窓口でハラスメントを受けた時の相談窓口はどうなるのか。

・職員団体が相談員として指名する職員による相談窓口とは。

・条例運用にあたり、ハラスメント対策委員会へ諮問する基準などはあるのか、また、市民などにヒアリングしたのか。

・報告などは、必ず副市長や人事担当課長を経由することになっている。例えば、副市長や人事担当課長が行為者の場合どうなるのか。

・公益通報制度と公平委員会について、今回の条例との関係性はどうなるのか。

答弁

・顧問弁護士を含め5回の弁護士協議を行っている。

・カスタマーハラスメントは、パワハラの一つの形態ということもあり、それを行う者が内部の人間なのか、外からかという違いはあるが、事業者として職員を守るという形については変わりがなく、この一つの条例の中で規定をした。

・市議会議員も含まれる。

・総務課に申入れていただくことになる。

・日常業務をしながら、職員からの相談がある場合には、相談に応じることとなり、相談員が守秘義務を怠った場合には、地方公務員法等に基づき、処分を行う形にはなってくる。相談員については、相談が一人に集中することがないよう、現在と同様に複数人の相談員を指名する予定である。

・ハラスメント対策委員会へ諮問する場合は、職員の懲戒処分に関する条例などを基準にする。また、ハラスメント行為に対する基準は、厚生労働省のガイドラインに沿って運用していく。この条例は市民の方などに義務付けを行うとか、権利を制限するといった内容ではないため、パブリックコメントの必要はなく、ヒアリングは行っていない。

・例えば、副市長が行為者になった場合は、市長と人事担当課長が対策をとることで、対象者を除いた対応ができる。

・公益通報の制度は、公益通報者保護法に基づいた制度となり、犯罪行為などが対象になる。ハラスメントに関しては、公益通報者保護制度の対象にはならない。ただし、刑法の対象であればなることもあるが、通常は、公益通報者保護制度からは外れる形になる。公平委員会は、地方自治法に基づいて設置をされた行政委員会になり、職員の勤務条件や職場環境の改善に関する申し出受付を行う機関として設置がされている。今回の条例の中には含まれていないが、役割としては相談窓口を持っている形になる。

否決（賛成者なし）

宮若市職員の一般職の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

一般職の職員の給与に関する法律等の一部が改正されたことに伴う、宮若市一般職職員の給与、勤務時間、休暇等に関する条例及び育児休業等に関する条例の一部改正。

主な質疑

・今回の改正で、退職手当が変わるのか。

・地域手当によって、均衡が保たれるのか。

答弁

・今回の改正では、給与月額は変わらないことから、退職手当への影響はない。

・これまでは、地域手当の支給率は、福岡県内でも市町村単位で設定されており、市町村間でも不均衡があり、人材確保の上で課題であった。今回、地域手当の支給率を県単位で設定することとなり、不均衡は、是正される見込みである。

全会一致で可決

宮若市子ども医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

子育て世帯における経済的負担の軽減を図る、子ども医療費の適用範囲を高校生世代までに拡充するための、宮

若市子ども医療費の支給に関する条例の改正。

主な質疑

・条例施行日が、令和7年10月1日であるが、なぜそうなったのか。

・医療費自己負担額の根拠は。

答弁

・子ども医療費等に係るシステム改修に、3箇月程度かかることと、医療機関・薬局等への周知期間が必要であること、レセプト審査を行う機構等との調整は、半年前から行う必要がある。

・子ども医療費等の助成事業については、県の補助対象事業であり、県の支給基準を根拠にしているが、市独自の基準を設け、支給範囲を拡充している。

全会一致で可決

宮若市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴う、関係条例の一部改正。

主な質疑

・勤務年数が35年を超える消防団員の数と、消防団全員の数は。

・消防団員の定年は何歳なのか。

答弁

・35年を超える方は、令和6年度末で20名であり、消防団全体では356名である。

・年齢による消防団員の定年は、定めていない。

全会一致で可決

教育民生委員会

委員長　柴田　裕美子

宮若市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

令和6年6月に児童福祉法が改正され、乳児等通園支援事業（いわゆる「こども誰でも通園制度」）が創設されたことに伴う、内閣府令に基づいた新たな条例の制定。

主な質疑

・事業区分として、保育所等が当該施設利用定員の範囲内で行う余裕活用型と、それに該当しない一般型とあるが、一般型の認可の可能性はあるのか。

・事業実施が可能な施設は、市内にどのくらいあると考えているのか。

答弁

・現時点では、基本的には余裕活用型の認可になるのではないかと考えている。

・市内には、認可保育施設が6園、企業主導型保育施設が5園ある。認可保育施設については、少子化の影響もあり、令和7年度は、定員に少し余裕のある園が生じてきているので、前向きに検討していただける園があるのではないかと考えている。

全会一致で可決

宮若市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び宮若市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う、関係条例の所要の改正。

主な質疑

・地域型保育事業者が連携施設の確保ができるよう、サポートするような市の取組はあるのか。

答弁

・認可保育所・認定こども園と顔つなぎを行うような橋渡し的な役割は、市が行っていきたいと思っている。

全会一致で可決

宮若市学童保育所条例の一部を改正する条例の制定について

近年、学童保育所の利用申込みが多くなっており、夏休みのみ利用したい保護者のニーズに応じることが難しくなっていることから、夏休みは利用しない児童や利用が少ない児童に対する休止制度を新たに設け、夏休み期間のみ利用を希望する児童に対する枠の確保を図るための条例の一部改正。

主な質疑

・休止制度を設けることで、どの程度の枠を確保できると想定しているか。

・指導員の配置を見直すことで待機児童の解消は図れないか。

答弁

・令和6年度の利用実績として、夏休み期間の利用が5日以内に止まる児童と8月に一旦退所した児童を合わせると30人いたことから、20人程度の枠を作れればと考えている。

・事業の委託先である社会福祉協議会との契約の関係もあり、現状では弾力的な運用は難しい状況。

全会一致で可決

吉川コミュニティセンター現行計画の見直しを求める要望書

吉川コミュニティセンター整備計画について、建物や駐車場の広さの早急

な見直しを求める要望。

陳情者に対する主な質疑

・現行計画の見直しは、場所自体の計画からの見直しの要望なのか。

・投票所が若宮分館に変更されてからの困りごとや災害時の避難状況は。

答弁

・現在の場所で建設を見直していただきたいという要望。

・徒歩で行けなくなって選挙に行ってない人が結構いる。避難はまだないが、公民館は狭いので全員は避難できないと思う。乙野自治会は、選挙は、やはりちょっと遠いこともあり、今は乗り合わせで投票所に行ったり、もう行かない方もあるかと思う。避難については、水害発生の危険が高いときは、公民館に避難しているが、ため池決壊など大規模災害時は公民館も危険なため、別の場所への避難を指示されている。日吉自治会は、選挙も避難所としても、旧若宮南小学校を利用しており、台風などで2，3回開けている。脇田自治会は、選挙は、車椅子で行かれる方、付き添いが必要な方もいるため、難儀な面がある。避難所としては、公民館を開放し、年に2、3回は、4世帯ほど避難されている。今後、大きな水害などが発生すると、公民館の横は犬鳴川が流れているため、問題点がある。

所管課に対する主な質疑

・要望書に記載されている施設の規模は、以前、所管課から当委員会に提出された資料の規模とは違うと思う。実際の計画は。

・実際、今どれくらいの建物面積なのか。

・この規模で足りるという根拠を提示しなければ、納得されないのではないか。

・6自治会に対し、基本計画など報告もせずに事業計画を進めたのか。

・地元と連携をして事業を進めていれば、こうした事態に至らなかったのではないか。今後どのように進めていこうと考えているのか。

答弁

・昨年6月議会の折に、教育民生委員会における説明資料の中でイメージ図として示したものは、51坪で26台程度の駐車場ということで説明した。

・現在、基本設計、実施設計にかかっている。基本設計の仕様書において、51坪の面積を想定して発注しているので、この規模がベースになると考えている。

・過去の避難状況は、若宮の総合支所や若宮分館について、少ないときには避難者がいない、あるいは数名という実績。避難の想定は非常に難しいところではあるが、実績に鑑みると、避難所は今の部分で問題ないのではと考えている。

・ワークショップ会議については、候補地選定に際し、地域の意見を伺い、参考にするという趣旨で開催した。会議の中で、地元の方から規模や施設の中身等についての話は受けているが、建物の規模等については、行政で判断するということで事業を進めてきた。

・昨年の9月議会において事業委託料等の補正予算を可決いただいており、今のところは、現在の計画どおり粛々と進めていくと考えている。

趣旨採択

（可否同数により委員長裁決）

※（趣旨採択）願意は十分理解できるが、採択には至らないもの

産業建設委員会

委員長　弓削田　敬

宮若市都市計画審議会条例の制定について

都市計画法に基づき、都市計画に関する事項を調査審議する、都市計画審議会設置の条例の制定。

主な質疑

・このタイミングで都市計画審議会を設置する理由は。

・委員選任の基準等はあるのか。

・審議会の人数が10人となっているが、内訳は決めているのか。

答弁

・都市計画審議会は、県内を見ても設置していない自治体がほとんどないという状況であることや、マスタープラン等の見直しや計画策定のために設置すべきであると考えた。

・基準等はないが、学識経験者については、他の自治体を参考に、大学の教授と考えている。その他の委員についても、各自治体を参考に整理していきたい。

・学識経験者が3名、市議会議員が2名、関係行政機関の職員が3名、市民が2名と考えている

全会一致で可決

市長報告

◆市長報告1

宮若市デジタル田園都市構想総合戦略（第3期宮若市まち・ひと・しごと創生総合戦略）及び宮若市人口ビジョン（令和6年度改訂）の策定について

平成26年に施行された「まち・ひと・しごと創生法」の基本理念にのっとり、急速な少子高齢化の進展や人口減少等の課題に一体的に取り組むため、引き続き、令和7年度から5年間を期間とする「宮若市デジタル田園都市構想総合戦略（第3期宮若市まち・ひと・し

ごと創生総合戦略）」及び「宮若市人口ビジョン（令和6年度改訂版）」を策定しました。

「宮若市デジタル田園都市構想総合戦略」は、国のデジタル田園都市国家構想総合戦略」を踏まえ、大学教授や企業、金融、報道、地元商工団体等の代表者等で構成する「宮若市まち・ひと・しごと創生推進会議」の意見を反映し、策定しています。

「宮若市人口ビジョン」では、国立社会保障・人口問題研究所が示す人口推計等を基に、本市の動向分析や長期的な将来人口の推計、それらを踏まえた今後の目指すべき方向などを示しています。

今般、国は更に新たな地方創生施策を展開するとし、関連予算の増額及び使途の自由度の向上など大幅に拡充されるとのことで、今後、本総合戦略に掲げる各施策の数値目標の達成に向け、積極的に補助制度を活用しながら、地方創生への取組を深化させていきます。

◆市長報告 2

第3期宮若市子ども・子育て支援事業計画の策定について

本計画は、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく計画で、令和2年度から令和6年度までの第2期宮若市子ども・子育て支援事業計画の実績や課題等を踏まえ、新たに令和7年度から5年間における本計画を策定しました。

計画の策定では、就学前の児童及び小学生のいる全世帯に対してアンケート調査を実施し、子育て当事者からの幅広い意見聴取に努めるとともに、子育て支援従事者や学識経験者、就学前の児童及び小中学生の保護者などで構成する「宮若市子ども・子育て会議」において審議されました。加えて、昨年12月18日から本年1月16日まで宮若市自治基本条例に基づくパブリックコメントを実施し、12件の意見をいただいています。

計画の概要として、第1章に、社会的な背景や計画期間、今後策定を進めるこども計画との関係を、第2章は「宮若市のこども・子育て家庭を取り巻く現状」、第3章は「アンケート調査からみる現状」とし、統計的なデータや前述のアンケートの結果によって基礎的な資料を整理、分析しています。第4章は「すべてのこどもの笑顔のためにみんなで支える子育てのまち」を基本理念とし、基本的な視点を定めています。さらに、将来のこどもの数を推計し、「就学前の教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」に対するニーズ量と、これに対する提供体制について定めています。

今後は、こども・若者の育成支援や貧困対策、少子化対策などのこどもに関する様々な課題に対して、総合的、計画的に施策を実施していくための「第1期宮若市こども計画」の策定を進め、効率的な進捗管理等を実施していきます。

◆市長報告 3

第2期宮若市自殺対策計画の策定について

自殺対策基本法において、市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案し、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画を定めることとされています。

本市においては、現計画が令和6年度末で終了するため、新たに令和7年度から5年間を期間とする「第2期宮若市自殺対策計画」を策定しました。

計画の策定に当たっては、国のガイドラインや、各市町村の自殺対策に必要な地域自殺実態プロファイル等を反映するとともに、「第1次宮若市健康増進計画」との整合性を図り、また、昨年12月10日から本年1月8日まで自治基本条例に基づくパブリックコメントを実施して、策定に取り組んできました。

本計画では、自殺は追い込まれた末の死であり、その背景には過労や生活困窮、育児や介護疲れといった社会的要因があるという基本認識のもと、自殺防止に関する啓発や相談体制を充実・強化し、自殺につながる可能性のある人を見逃さないための取組として、基本施策と本市の現状を踏まえた重点施策を定めています。

◆市長報告 4

宮若市外二町じん芥処理施設組合におけるごみ処理施設整備の経過について

現在、次期ごみ処理施設の整備において基本構想を兼ねる部分も含めて必要な計画の策定を進めています。

1つ目として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により、当該区域内の一般廃棄物の排出抑制や適正な処理を行うことを目的に策定している「一般廃棄物処理基本計画」について、おおむね5年ごとに必要に応じて見直しを行うこととされています。素案を作成し、令和6年12月23日から令和7年1月21日までの間にパブリックコメントを実施したところ3件の意見が出されたことから、対応を検討し、ホームページにて公表をすることとしてい

ます。

２つ目は、国の循環型社会形成推進交付金を活用するに当たり、その申請に必要な計画である「循環型社会形成推進地域計画」の策定です。この計画には、地域の循環型社会を推進するための基本的な事項、対象となる地域、計画期間、基本的な方向、処理体制、整備を予定する処理施設の規模等について具体的に記述することとされています。現時点の状況としては、県との協議を実施し、その修正を反映させたものを国に打診しているところです。

３つ目は、浸出水処理施設及び埋立処分場の今後の方向性を定める「浸出水処理施設整備計画」の策定を進めています。資料及び現地の詳細な調査、事業者ヒアリング等を実施した結果、浸出水処理施設については、回転円板による水処理方式が現在主流ではないことから、修繕品、特に施設整備時から交換していない回転円板の部品の確保が困難であることが懸念されていました。しかし、部品の製作が可能なメーカーが存在することが分かり、埋立処分場についても、閉鎖時の覆土も含めた使用可能期間が15年程度は確保できる見込みとなりました。今後リサイクルを推進し、搬入物の減容化を図ることにより、可燃ごみ処理施設及びリサイクル施設の更新後を目途に方向性を検討することが可能となったことから、浸出水処理施設の整備については数年間時期をずらし、施設整備費用の平準化を図ることとしています。

今後の施設整備の方針については、本城地区を最終候補地として、現施設の設備の総入れ替えを行い、環境の負荷を軽減する処理方式の施設へ改修を行う案について、優先的に検討していくとともに、現施設を利活用して実現可能な他の手法についても並行して検討し、マテリアルリサイクル施設については、既設の泉水最終処分場の前処理施設を稼働しながら敷地内に建替えが可能であるかを検討しています。

廃棄物処理施設整備事業を含む社会資本整備については、手続における透明性及び客観性の確保、効率性の一層の向上を図ることが強く要請され、具体的手法として、費用対効果分析が有効とされています。その結果が循環型社会形成推進交付金事業の採択要件の一つとなっているため、完了後速やかに報告をするとともにホームページ等にて公表し、令和7年度策定予定の民間活力導入可能性調査を含めた「ごみ処理施設整備基本計画」に反映することとしています。

◆市長報告５

民事調停の報告について

市営住宅入居者のうち滞納月数が３箇月以上の者２名を対象としましたが、１名は調停の申立て前に滞納家賃等の納付がなされています。

残る１名は、11月13日に直方簡易裁判所に調停を申し立てたところ、調停の申立て後に納付がなされています。

◆市長報告６

第３次宮若市子ども読書活動推進計画の策定について

子どもの読書活動の推進に関する法律第９条第２項の規定により、市町村は、国や県が定める子ども読書活動推進計画を基本とし、当該市町村の子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画を策定するよう努めなければならないとされています。

令和６年度末をもって現計画が終了するため、新たに令和７年度から５年間を期間とする第３次宮若市子ども読書活動推進計画を策定しました。

計画の策定に当っては、現計画の実績や課題等を踏まえ、市民の皆様の意見を反映したものとするため、小中学生や就学前の子どもを持つ保護者へのアンケート調査を実施し、県教育委員会や学校代表者、読み聞かせボランティア等で構成された「第３次宮若市子ども読書活動推進計画策定委員会」において素案を検討し、昨年12月８日から本年１月８日まで、宮若市自治基本条例に基づくパブリックコメントを実施しました。

本計画では、目標を「いつでも・どこでも本に出会える宮若っ子」と位置付け、家庭や地域、学校等の皆様とともに、子どもの読書活動推進のための取組を推進します。

◆市長報告７

宮若北部工業用地造成事業に関する進捗状況について

令和２年９月から、新たな工業団地造成事業として、福岡県が事業主体となり、本市と連携して取組を進めており、令和３年12月中旬より用地補償交渉を開始し、３年２箇月にわたり地権者との交渉を重ねてきました。

令和７年２月１日現在の用地交渉の進捗として全体の８割強の地権者と契約を締結しています。

引き続き福岡県と連携し、工業用地造成事業の早期完成に向けて、用地交渉に取り組んでいきます。

一般質問

市政を問う

一般質問は市民を代表し、市の施策・方針や課題について問います

質問者	質問事項	QR
1. 染矢 正次	1. ふれタク（AI デマンドタクシー）の福祉車両について伺う 2. 就学前健診について伺う	
2. 弓削田 敬	1. 市長のハラスメント行為に対する対応について伺う	
3. 清水 健太郎	1. 学校教育と不登校支援について 2. 高齢者、障がい者福祉と公共交通について	
4. 谷口 重隆	1. ゴミゼロに向けたまちづくりについて	
5. 寳部 勝	1. 地域コミュニティのまちづくりについて伺う	

質問者	質問事項	QR
6. 藤春 優二	1. こども食堂支援事業について 2. 地域経済の活性化や消費活性化事業について	
7. 山元 秀一	1. 安心安全、住みよいまちづくりについて問う	
8. 柴田 裕美子	1. 命を守るための子どもたちへのライフジャケット普及について伺う	
9. 松岡 史倫	1. 地域おこし協力隊について問う	

※ QR から、一般質問の録画映像がご覧いただけます。
会議録は、議会事務局、若宮総合支所ハートフル、市内図書館および宮若市議会ホームページからご覧いただけます。

ふれタク（Aーデマンドタクシー）の福祉車両について伺う
就学前健診について伺う

染矢　正次

問　車椅子対応車両の利用状況について伺う。

答　市長

福祉車両の利用登録者は、本年1月31日現在において7名で、利用状況については、福祉車両導入以降、1名の方が利用されている状況です。

このように、福祉車両の利用促進が課題となっていることから、障がいのある方や介護認定を受けられた方々が利用しやすいサービスの構築に向け、現在、運行事業者や関係機関との協議を始めています。

問　車椅子を利用されている方が乗降ポイントまで行くのが大変と言われていた。改善方法等はあるか。

答　産業観光課長

車椅子を利用されている方については、乗降ポイントまで来ていただいての乗車等は困難であることから、ドアツードアの検討も必要と考えています。

問　その対応は車椅子利用者だけなのか。

答　産業観光課長

車椅子の利用者だけではなく、障害者手帳をお持ちの方や介護認定を受けられた方なども含めて対応できるかについて、しっかりと検討していきたいと考えています。

問　5歳児健診の導入について伺う。

答　市長

5歳児健診の目的については、言語の理解能力が高まり、発達障害が認知される時期であり、こどもの特性を早期に発見し、幼児の健康の保持及び増進を図ることとされています。

本市における5歳児健診の導入については、医師等の専門スタッフの確保が困難なため、体制が整わないなどの課題があることから実施に至ってはいませんが、保健師と言語聴覚士が市内の保育所・幼稚園を定期的に訪問し、保護者の同意の下、集団生活の場でのこどもの様子の把握や、保育士・幼稚園教諭との情報交換を通して、乳幼児健診以外の場においても発達障害等の疑いのあるこどもを早期に把握し、適切な支援につなぐ取組を行っているところです。

市長のハラスメント行為に対する対応について伺う

弓削田　敬

問　昨年の9月に否決した市長の給与削減をどう理解しているのか伺う。

答　市長

昨年9月市議会定例会で否決された市長の給与を6箇月にわたり6割減じる条例については、私の反省と覚悟を示す意味で提案したものです。議決の際には、自らの給与削減を先行するのではなく、まずは安心、安全で働きやすい職場環境の構築に取り組むべきである等のご意見もいただいているため、全ての職員が働きやすい良好な職場環境づくりに取り組むべく、本市議会定例会において「宮若市市長等及び職員のハラスメントの防止等に関する条例」を提案しています。併せて、職員とコミュニケーションを図りながら更なる信頼関係の構築に努めていきたいと考えています。

問　12月と3月と2回の本会議で減額条例を出さなかった理由は。

答　市長

9月議会に出したときには、県から情報を頂くなど、様々なことを調べて、自分がどうすべきかしっかり考えて出した結論です。それを議会で認めいただけなかったという非常に残念な結果であり、それ以上、それ以下のことを出すことは私としてはありませんので、同じものを12月、3月に出したとしても、結論は同じでないかということで控えたところです。

問　給与減額の条例は、もう出さないのか。

答　市長

減額の条例を出す気持ちがあるのかということについては、今のところ、考えていません。

問　ハラスメント防止条例上程時に、市長は、幕引きではないと言った。では、この問題の最終結末はどう考えているのか伺う。

答　市長

本条例の制定をもって幕引きとするものではなく、職員が働きやすい職場環境の構築と職員との良好な関係を作っていく努力を継続することが責務であると考えています。

学校教育と不登校支援について
高齢者、障がい者福祉と公共交通について

清水　健太郎

問　学校の教職員配置とその業務について問う。

答　教育長職務代理者

教職員の配置は、児童生徒数に基づく学級数に応じて配置定数が決まります。ここに、定数要望運動により加配教員が配置されることがあります。この加配教員は、職名によって業務が異なり、児童生徒の支援業務、授業の指導方法を工夫する業務、ある教科に特化して授業をする業務等があります。この他にも、学力向上教科指導員や特別支援教育支援員等を市の予算で配置しています。

問　不登校支援の内容や課題について問う。

答　教育長職務代理者

各学校は、県教育委員会の「不登校を生まない福岡アクション3」を基に、「各学校のアクション3」を作成して取組を進めています。この「アクション3」は、教員や保護者が共通して実践すべき内容や役割を明確化し、不登校対策の重要性について理解を深め、きめ細やかな取組の充実を図ることで、不登校の解決を目指すものです。

全体的な課題としては、不登校の要因や実情は、一人一人異なるため、支援の仕方もそれぞれで異なり、教員の負担が増加していることです。

問　現在の高齢者、障がい者福祉サービスにおける交通問題について問う。

答　市長

高齢者福祉サービスについては、自動車運転免許証を返納した方にタクシー利用券、宮若市乗合バス回数券、交通系ICカード乗車券を交付していますが、持続的な移動手段の確保には至っていない状況です。

次に、障がい者福祉サービスについては、手帳所持者が、公共の交通機関を利用する場合に、割引が適用されることとなっています。また、市独自のサービスとしては、在宅の重度障がい者等に対して、福祉タクシー料金助成事業を実施しています。

しかし、公共交通の移動手段の構築等に対する取組等については、障がい者福祉サービスの制度上、特に行ってはいない状況です。

ゴミゼロに向けたまちづくりについて

谷口　重隆

問　住民の良好な生活環境を構築するためには、環境問題は非常に重要であると捉えている。そこで、美しいまち宮若を確立するための取組について伺う。

答　市長

本市の取組としては、不法投棄を許さない環境づくりのために、宮若市環境衛生連合会を始め、自治会、市民や市内企業にご協力をいただき、毎年5月30日を基準日とする遠賀川水系一斉清掃、いわゆる「ごみゼロ」や、毎年11月第3日曜日の「環境クリーン作戦及び市内一斉清掃」などを実施しています。

その結果として、冷蔵庫、洗濯機などの大型ごみの不法投棄は、大幅に減少していますが、ペットボトルや弁当ガラ等のポイ捨てごみは、後を絶たない状況です。

不法投棄防止看板の設置や不法投棄が多い場所への監視カメラの設置など、引き続き、ポイ捨てしにくい環境づくりに努め、ごみゼロに向けたまちづくりに取り組んでいきます。

問　不法投棄と監視カメラ設置の現状は。

答　環境保全課長

令和5年度では15トン回収しています。

監視カメラは、四郎丸地区と日陽地区に固定式の、桐野地区、龍徳地区、鶴田地区に移動式の不法投棄監視カメラを設置し運用しています。

問　不法投棄ごみの回収は、どのような対応を行っているか。

答　環境保全課長

産業廃棄物と思われるものについては、福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所に連絡し、共同で処理を行っています。

不法投棄の連絡を受けた場合、まずは現地確認を行い、投棄物から個人が特定できる場合は、直方警察署に通報しています。

金生地区の不法投棄については産業廃棄物が投棄されています。この対応は、福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所が窓口となり、現在、直方警察署で捜査中です。

地域コミュニティのまちづくりについて伺う

寳部　勝

問　「地域コミュニティの課題解決のため、今後具体的な活動計画を取りまとめ、令和8年度から活動が実施できるよう努めます。」と施政方針にもあるが、どのように努めていくのか伺う。

答　市長

令和5年度から中ブロック自治会協議会をモデル地区として、持続可能な地域コミュニティの形成を目指し、取組を進めています。これまでの2年間では、中ブロック自治会協議会が抱える課題や魅力などを地域の方々と共有し、今後のブロック活動の方向性を話し合ってきました。

令和7年度においては、実現可能な具体的な地域活動活性化計画を立て、令和8年度にはそれを実施する予定となっています。他のブロックにおいても年次的に取組を広げていけるよう支援していきます。

問　地元自治会からの陳情書によると、建物が45坪、駐車台数26台とのことである。これで吉川ブロックの拠点施設と言えるのか伺う。

答　教育長職務代理者

吉川コミュニティセンター整備については、請願書が令和3年12月定例会で採択されて以降、本格的に取組を開始し、4回のワークショップ会議を経て、令和5年11月臨時会において、現在の吉川コミュニティセンター周辺地を活用し整備することを報告しました。

また、令和6年6月定例会では、新たな用地は取得せず、現在の敷地を活用することとし、建物については、現施設の改築ではなく、規模を縮小しての新築で進めていくことを報告しました。吉川ブロックの拠点となる施設を目指し、取組を進めていきたいと考えています。

問　昨年の10月29日の懇談会で、市長は建物が45坪と言われた。これはどこで決めたのか。

答　市長

確かに45坪と申し上げましたが、私の勘違いであり、申し訳なく思っています。教育民生委員会での報告におけるイメージ図では51坪としています。

こども食堂支援事業について地域経済の活性化や消費活性化事業について

藤春　優二

問　こどもの育ちを支援する重要な役割を果たしているこども食堂は、こどもの貧困対策や地域交流の拠点として重要な役割を果たしている。本市は新設するこども食堂支援事業で中長期的にどのような支援効果を目指していくのか伺う。

答　市長

多様な困難を抱える子どもたちに対して、安心安全で気軽に立ち寄ることができるこども食堂は、食事等の提供場所となり、家庭や学校以外の新たなこどもの居場所としても注目されています。

しかしながら、本市のこども食堂については、拠点を持たない移動形式の1団体のみとなっており、その運営においても寄附やボランティアで賄われているため、スタッフ不足や資金不足に陥りやすく継続が難しいという課題があります。

今回新設するこども食堂支援事業は、運営補助金の活用により、まずは既存の団体による安定したこども食堂の運営を図ります。

また、同時に開設費補助金の活用により、新たな団体の参入支援も行います。

問　施政方針の重点的な取組事業にも掲げられている地域経済の活性化や消費活性化事業は、本市の交流人口や関係人口に対し、社会教育施設の活用を含め様々な施策に取り組む必要があると考えるが、本市の考えを伺う。

答　市長

地域経済の活性化や個人消費の喚起を目的として、プレミアム付き地域振興券を拡充して発行する予定です。

また、観光消費額の増加に向けては、サイクルツーリズムやトレイルツーリズムの推進を図ることに加え、本市への観光客に対して旅行支援を行います。

その一方で、西鞍の丘総合運動公園や東部総合運動公園などの社会教育施設の活用に関しては、サッカー大会や野球大会などで多数の来場者がありながら、地域経済の活性化に十分に結び付けることができていない状況があるため、関係部署の連携を強化して対応します。

安心安全、住みよいまちづくりについて問う

山元　秀一

問　匿名・流動型犯罪の発生が多数報道され、住民の不安感は大きくなっている。防犯に対する取組を伺う。

答　市長

要綱に基づき申請された自治会等に対し、LED防犯灯器具の新規設置には上限21，000円、交換には、15，000円を上限に補助金を交付など、防犯灯を設置することで、安全で安心して生活できるまちづくりに努めています。

自治会などの地縁組織が解散した場合は、防犯灯の維持管理のみを担う団体による運営の案内を行っています。

問　空地・空き家対策について法整備は進んでいるが、今なお危険家屋が存在する。危険解消への取組を伺う。

答　市長

管理不全な空き家は、空家等対策特別措置法や、宮若市空家等対策計画に基づき、所有者等に対して適切な管理及び改善を促しています。

特に、倒壊の危険性が高い空き家に対しては、解体撤去補助金の活用や、利活用等の助言を行っています。

問　『ふれタク』の利用が促進され、市内交通の利便性は向上しているが、来訪者や市外へのアクセスは十分とは言えない。

本市唯一の鉄道敷設である新幹線宮若駅の実現が、将来にわたる活性化の大きな取組と考えるが、市の見解を伺う。

答　市長

AIデマンドタクシーによって、市内での市民の移動手段の確保を図っていますが、市外や来訪者の本市へのアクセスは、JR九州バスや西鉄高速バスに頼っており、利便性の悪さを指摘されることもあります。

現在、直方市において新幹線駅の建設に向けた機運が高まっていますが、新幹線駅の建設については、近隣自治体をはじめ地域との連携が重要と認識しており、新駅の必要性と費用対効果等を慎重に検証する必要があると考えています。

命を守るための子どもたちへのライフジャケット普及について伺う

柴田　裕美子

問　宮若市水難事故防止対策協議会の取組について伺う。

答　総務課長

河川の危険個所を抽出し、立入禁止の看板を設置したり、水難事故にあわないための教育テキストブックを作成し、注意喚起・啓発を行っています。

問　ライフジャケットの必要性についての認識を伺う。

答　市長

川などで遊ぶ際、安全を確保するために必要なものであるという認識をしています。

問　本市におけるライフジャケットの保有状況ついて伺う。

答　社会教育課長

中央公民館で現在41枚保管・管理しております。

問　小中学校でのライフジャケット体験授業をコミュニティスクールの一環として行ってはどうか。

答　学校教育課長

貴重なアイデアをいただきました。一昨年にはライフジャケットを体験した経緯もありますが、まず学校の授業で事故が起きないように、細心の注意をはらいながら、最もよい方法についてスモールステップで歩んでいきたいと考えています。

問　千石いこいの里の管理施設や脇田温泉施設でライフジャケットのレンタルステーションを設置してはどうか。

答　副市長

子どもの命を守るというのは、我々の責務であり、それを果たすための一つの方策としてライフジャケットがあると同感します。貸出しステーションの提案も大変興味深い提案だと思います。どうしたらうまくその事業が回っていくのかを、しっかり検討していきたいと考えています。

地域おこし協力隊について問う

松岡　史倫

問　人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着や地域活性化を図ることは、地域力の維持・強化にも資する取組であり、有効な方策と考えるが、これまでに本市では地域おこし協力隊の採用についてどのような検討がされてきたのかを伺う。

答　市長

地域おこし協力隊とは、都市部から過疎地域等の条件不利地域等に生活の拠点を移し、市から地域おこし協力隊員として委嘱され、一定期間その地域に居住し、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の支援や農林水産業への従事、住民の生活支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図る制度です。

これまで、本市においては、地域おこし協力隊と同様に、地方への人の流れの創出、拡大を図る地域活性化起業人制度については、令和6年度から取り入れているところですが、地域おこし協力隊については、活用に向けての調査、研究にとどまっており、採用には至っていない状況です。

問　筑豊エリアでは令和6年時点で地域おこし協力隊の採用が過去一度もないのは、飯塚市と宮若市の2市だけです。また協力隊の任期満了後も活動した土地に定着し、新たなビジネスまで生み出している方が多数いらっしゃるとデータが示す中で、任期期間以降も貢献度の大きい地域おこし協力隊の制度を活用しないのは、かなりの機会損失につながっていると考えるがいかがか。

答　秘書政策課長

地域おこし協力隊の制度目的の一つでありますが隊員の定住・定着は、労働人口の増加やまちの活性化、さらに都市部から宮若市への人の流れは、本市をはじめ人口減少が急速に進む地方にとって、大変有益であるものと考えられます。

議場内傍聴席へのモニター設置のお知らせ

この度、市議会では、国のデジタル田園都市国家構想交付金等を活用し、市役所議場内傍聴席へモニター設置を行いました。これは、本会議の映像を字幕入で放送することによって、議会傍聴の更なる機能充実を図り、より多くの方に開かれた「議会」を目指すものです。

あわせて、インターネットでの本会議中継においても、字幕入の放送を始めています。

今後とも、議会運営の機能充実等に努めてまいります。

宮若市議会

市議会会議録はホームページからも閲覧できます。

https://www.city.miyawaka.fukuoka.dbsr.jp/

次回の定例会は6月6日（金）開会予定です。
皆さんの傍聴をお待ちしています。

本会議・各常任委員会等の日程については、日程が決まり次第、宮若市のホームページに掲載します。
小さなお子さんをお連れの人は議場への入場はできませんが、庁舎内において親子一緒に視聴できますので、議会事務局にお尋ね下さい。

行政視察報告

教育民生委員会

（子育て支援の取組　大川市）

大川市の子育て支援総合施設「モッカランド」は妊娠期から子育て期までの子どもと家庭を支援するとともに、イベントを通して学習や交流の場を提供する、地域の子育て支援の総合拠点です。

こども家庭センターにおける母子保健機能、児童福祉機能、児童の発達支援、地域子育て支援拠点の機能を有しており、母子手帳の交付から乳幼児健診、パパママ教室などの各種教室、こども家庭相談、養育支援訪問、就学前の子どもが利用可能な遊具のあるプレイルームの運営など様々な子育て支援事業が実施されています。特に、児童の発達支援事業に力を入れ、作業療法士、言語聴覚士を配置し、ことばの教室などの発達教室を実施しています。また、担当係の枠を超え、チーム体制による支援を行っており、社会福祉協議会の職員が常駐するなど、ワンストップでの子育て支援体制の環境づくりがなされていました。

さらに、施設内にはカフェがあり、障がい者の就労継続支援A型事業所として、就労支援の取組が行われると共に、施設利用者や公園利用者の交流の場や、お父さん、お母さんたちの息抜きの場としても利用されていました。

施設の来館者は開館後約2年半で10万人に到達。最近は市外の利用者も多いとのことで「モッカランド」は公園や図書館など周辺施設との相互利用や、乳幼児健診等のついでの利用で気軽に相談できることが、利用者増加の要因の一つと考えているとのことでした。

産業建設委員会

（ふるさと納税の取組　直方市）

直方市は、ここ数年、ふるさと納税の寄附額を着実に伸ばしており、その要因である取組として、単価の見直しや福岡県認定地域資源のブラッシュアップ、他自治体のトレンド品のリサーチと模倣などを行った結果、令和4～5年に開発した商品がヒットし寄附額の増額に繋がったとのことでした。

ふるさと納税を財源に、中心市街地での創業者に対する「IT等街中創業支援補助金」の制度や、「中学生海外派遣事業」として教育先進国のフィンランドに中学生を派遣する事業を行っているなど、寄附金の使い道について、使途に合致せず使われなかった寄附金を経済の発展のために使用できるよう随時、使途メニューの見直しを行っているとのことです。

組織では6年度から「ふるさと応援係」とした専門部署を設置したことで、設置前ほぼ全ての業務を職員一人で遂行していたところ、設置後は業務分担によって時間的な余裕が生まれ、返礼品事業者周りが可能となり、新たな返礼品のアイデア出しや交渉業務に傾注できるようになったということです。

返礼品のアイデア出しでは、ポータルサイト等で人気のある返礼品の動向を随時チェックし、直方市ではどういった物で、どの程度の量が提供できるかなどを業者と意見を出し合い、新しい返礼品の開発に直接携わっています。その他、返礼品提供事業者との関係性の構築や維持を心掛けているとのことでした。

みやわか市議会だより ● 86号 2025 令和7年5月1日 ●
●発行／宮若市議会 ●編集／議会広報調査特別委員会
●〒823-0011 福岡県宮若市宮田29-1
●TEL 0949-32-1135／FAX 0949-32-0523

まちのわだい

地域住民のためのコンサート
「精華女子高等学校吹奏楽部」

犬鳴川さくらウィーク
ヒガンバナ植え

犬鳴御別館

宮若ソフトテニスクラブ
春の練習試合

千石

脇田
（写真同好会提供）

編集後記

令和7年度の予算が無事、成立となり安堵しています。

予算の審査の過程で感じたことは、進む人口減少が課題であることが浮き彫りとなっていることで、定住施策の工夫が重要であることはもちろんですが、市民が住み続けたいと感じることができること、人に優しいまちづくりを実践することが大事だと思いました。

宮若市は今年度、市制20年を迎えていますが、これまで様々な施設整備がなされてきました。いわゆる箱物事業が推進されたのですが、人々が豊かな人生を過ごすことができる環境は整えられたのではないでしょうか。

今後は、これら施設の管理が重要になってきますが、なにより大事なのは、市民の方々が気軽に施設等を使う環境を整えることだと感じています。

神谷　喜久雄

議会広報調査特別委員会

委員長　山元　秀一
副委員長　松岡　史倫
委員　染矢　正次
委員　清水　健太郎
委員　藤春　優二
委員　神谷　喜久雄
委員　安河　英幸